

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和3年3月2日

申請者 田中美里

論文題目 フランス公法における「公序」—個人の自由と国家の関わりをめぐる一考察—

審査員 只野雅人（主査）、渡辺康行、野口貴公美

本論文は、フランス公法の基本概念のひとつである「公序」を素材に、個人の自由と国家の関わりというテーマを検討する、スケールの大きな本格的な研究である。

まず序章では、公共の福祉論を素材に、日本の憲法学では、国家からの自由が強調される一方で、自由を行使するための条件の整備のために国家が果たすべき役割についての検討が不十分だったのではないかという問題意識が提示され、共和主義の理念のもと、国家のそうした役割が公序の概念を通じ考えられ、また具体化されてきたフランスが、検討の対象として設定される。第1部「フランスにおけるマニフェスタシオン」では、フランスに独特な集団示威行動の形態であるマニフェスタシオンが取り上げられ、国家による適切な保護・介入が、そうした「自由」を下支えしていることが明らかにされる。続く第2部「行政警察と『公序』」では、フランスにおける行政警察活動をめぐる制度や判例の丹念な分析を通じ、公序が警察活動を正当化すると同時に枠づけていることが論じられる。さらに第3部「立法活動と『公序』」では、フランス憲法院が、「公序」を自由の保護と一体と捉えたうえで、その解釈・定義を第一義的には立法者の責務であると理解していることが論じられる。その一方で、憲法裁判の進展や欧州人権裁判所の影響の拡大の中で、フランス的な国家観・自由観にも一定の変化が生じつつあることも指摘される。

本論文には、次のよう優れた特徴が認められる。まず何より第1に、公序概念の検討を通じ、フランス的な自由観や自由の保護における国家の役割の解明に成功している点である。フランスでは、自由が「あらゆる障害の不在」として観念され、国家による保護や介入が自由を行使するための条件と考えられているという指摘は、日本の憲法学にとっても重要な意味をもちうる。国家のかかる役割を主題化することは、国家権力の行使を正当化するだけでなく、同時に枠づけ方向づけることにもつながる。第2に、扱うことが容易ではない大きな主題の検討を可能にしている、よく練られた論文の構成と論旨の明晰さである。一般警察と特別警察の区分、私人間効力論、法律の質をめぐる議論など、それぞれに大きな広がりをもつ素材が選択され、冒頭で提示される問いの解明に向けて巧みに配置されている。第3に、憲法学・公法学にとどまらない知見が提示されている点である。第1部におけるフランス特有の集団示威行動（マニフェスタシオン）の検討は、政治学・社会学などからの分析をもふまえたものであり、法学にとどまらない広がりをもっている。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。様々な素材を駆使し大きな主題を分析するために構成や論旨の明晰さを重視した結果、それぞれの素材がもつ複雑なニュアンスが捨象され、十分すくい上げられていない面もある。しかし、こうした点は田中氏も十分自覚しており、今後の研究の発展の中で、検討の一層の精緻化が図られることになろう。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者田中美里氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。